

(別紙第 1 )

裁判官会議資料  
(12月19日開催)

【総局会議・裁判官会議配布資料】

平成25年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、

代理順序及び裁判事務の分配等について

平成25年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻井	龍子
裁判官	金築	誠志
裁判官	横田	尤孝
裁判官	白木	勇
裁判官	山浦	善樹

第二小法廷

裁判官	竹崎	博允
裁判官	竹内	行夫
裁判官	千葉	勝美
裁判官	小貫	芳信
裁判官		

第三小法廷

裁判官	田原	睦夫
裁判官	岡部	喜代子
裁判官	大谷	剛彦
裁判官	寺田	逸郎
裁判官	大橋	正春

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

		要急事件分配停止期間		
休廷期間		民事	刑事	
		人身保護事件	勾留事件	
		強制執行停止事件	上告受理事件	
第三小法廷	7月21日(日) 8月 9日(金)	左記期間中	7月16日(火) 8月 4日(日)	
第一小法廷	8月 1日(木) 8月20日(火)	左記期間中	7月27日(土) 8月15日(木)	
第二小法廷	8月11日(日) 8月30日(金)	左記期間中	8月 6日(火) 8月25日(日)	

(別紙第3)  
裁判官会議資料  
(12月19日開催)

(平成24.12.19秘書印)

平成25年度の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成25年度の夏期の休廷期間における司法行政事務は、次に掲げる区分に従い、  
長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	長官及び第一小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	長官及び第二小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	長官及び第三小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	長官及び第一小法廷の各裁判官

(参考)

平成 25 年度における裁判官の夏期の休廷期間

第一小法廷の裁判官	8月 1日 ~ 8月 20日
第二小法廷の裁判官	8月 11日 ~ 8月 30日
第三小法廷の裁判官	7月 21日 ~ 8月 9日

夏期の休廷期間における司法行政事務の委任の経過

年 度	期 間	7月 21日 ~ 同月 31日	8月 1日 ~ 同月 10日	8月 11日 ~ 同月 20日	8月 21日 ~ 同月 30日
平成 22 年度	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	第一小法廷	
平成 23 年度	第三小法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	
平成 24 年度	第二小法廷	第三小法廷	第一小法廷	第二小法廷	
平成 25 年度	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	第一小法廷	

【裁判官会議配布資料】

平成 26 年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、  
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成 26 年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第 1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志
裁判官	横	田	尤	孝
裁判官	白	木		勇
裁判官	山	浦	善	樹

第二小法廷

裁判官	竹	崎	博	允
裁判官	千	葉	勝	美
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官	鬼	丸	かおる	
裁判官	山	本	庸	幸

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代	子
裁判官	大	谷	剛	彦
裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	大	橋	正	春
裁判官	木	内	道	祥

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、裁判官金築誠志を第一順位とする。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 延 期 間	要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
第二小法廷	7月21日(月) 8月 9日(土)	左記期間中	7月16日(水) 8月 4日(月)
第三小法廷	8月 1日(金) 8月20日(水)	左記期間中	7月27日(日) 8月15日(金)
第一小法廷	8月11日(月) 8月30日(土)	左記期間中	8月 6日(水) 8月25日(月)

(平成25.12.18秘書印)

平成26年度の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成26年度の夏期の休廷期間における司法行政事務は、次に掲げる区分に従い、長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	長官及び第三小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	長官及び第一小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	長官及び第二小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	長官及び第三小法廷の各裁判官

(別紙第1)  
裁判官会議資料  
(1月/7日開催)

【裁判官会議配布資料】

平成27年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、  
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成27年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支え  
があるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割り  
を次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻井	龍子
裁判官	金築	誠志
裁判官	白木	勇
裁判官	山浦	善樹
裁判官	池上	政幸

第二小法廷

裁判官	寺田	逸郎
裁判官	千葉	勝美
裁判官	小貫	芳信
裁判官	鬼丸	かおる
裁判官	山本	庸幸

第三小法廷

裁判官	岡部	喜代子
裁判官	大谷	剛彦
裁判官	大橋	正春
裁判官	木内	道祥
裁判官	山崎	敏充

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、裁判官金築誠志を第一順位とする。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。

6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。

7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。

8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 各小法廷の夏期における休延期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 別表記載の夏期における休延期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 延 期 間	要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
第一小法廷	7月21日(火) 8月 9日(日)	左記期間中	7月16日(木) 8月 4日(火)
第二小法廷	8月 1日(土) 8月20日(木)	左記期間中	7月27日(月) 8月15日(土)
第三小法廷	8月11日(火) 8月30日(日)	左記期間中	8月 6日(木) 8月25日(火)

(別紙第3)  
裁判官会議資料  
(/2月/2日開催)

(平成26.12.17秘書印)

夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い（議決）

- 1 夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任されたものを除く。以下同じ。）については、毎年、委任する期間及び当該期間ごとに小法廷を定めて、最高裁判所長官及びその小法廷の各裁判官に委任する。
- 2 1の定めは、翌年分につき、毎年12月の裁判官会議の議決によりする。
- 3 1により委任された裁判官（最高裁判所長官を除く。）に差し支えがあるときは、最高裁判所長官の指名する裁判官がその職務を代理する。
- 4 夏期の休廷期間において、司法行政事務を処理する必要があるときは、最高裁判所長官が、1により委任された裁判官による会議を招集することができる。
- 5 最高裁判所長官は、4にかかわらず、必要があると認めるときは、裁判官全員による裁判官会議を招集することができる。

附 則

この議決は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26.12.17秘書印)

平成27年度の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成27年度の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官

(別紙第 1 )  
裁判官会議資料  
(12月16日開催)

【裁判官会議配布資料】

平成28年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、  
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成28年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支え  
があるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割り  
を次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻井	龍子
裁判官	山浦	善樹
裁判官	池上	政幸
裁判官	大谷	直人
裁判官	大小	池裕

第二小法廷

裁判官	寺田	逸郎
裁判官	千葉	勝美
裁判官	小貫	芳信
裁判官	鬼丸	かおる
裁判官	山本	庸幸

第三小法廷

裁判官	岡部	喜代子
裁判官	大谷	剛彦
裁判官	大橋	正春
裁判官	木内	道祥
裁判官	山崎	敏充

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 延 期 間	要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
( 第三小法廷	7月21日(木) ? 8月 9日(火)	左記期間中	7月16日(土) ? 8月 4日(木)
第一小法廷	8月 1日(月) ? 8月20日(土)	左記期間中	7月27日(水) ? 8月15日(月)
( 第二小法廷	8月11日(木) ? 8月30日(火)	左記期間中	8月 6日(土) ? 8月25日(木)

(別紙第 3 )

裁判官会議資料  
( /2月 /16日開催)

【配布資料】

(平成 27. 12. 16 秘書印)

平成 28 年度の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成 28 年度の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委 任 期 間	委 任 す る 裁 判 官
7月 21 日 ~ 同月 31 日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月 1 日 ~ 同月 10 日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月 11 日 ~ 同月 20 日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月 21 日 ~ 同月 30 日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官

【裁判官会議配布資料】

平成29年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、  
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成29年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻井	龍子
裁判官	池上	政幸
裁判官	大谷	直人
裁判官	小池	裕
裁判官	木澤	克之

第二小法廷

裁判官	寺田	逸郎
裁判官	小貫	芳信
裁判官	鬼丸	かおる
裁判官	山本	庸幸
裁判官	菅野	博之

第三小法廷

裁判官	岡部	喜代子
裁判官	大谷	剛彦
裁判官	大橋	正春
裁判官	木内	道祥
裁判官	山崎	敏充

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休延期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休延期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 延 期 間	要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
第二小法廷	7月21日(金) 8月 9日(水)	左記期間中	7月16日(日) 8月 4日(金)
第三小法廷	8月 1日(火) 8月20日(日)	左記期間中	7月27日(木) 8月15日(火)
第一小法廷	8月11日(金) 8月30日(水)	左記期間中	8月 6日(日) 8月25日(金)

(平成28.12.14秘書印)

平成29年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成29年の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他  
の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判  
所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官

【裁判官会議配布資料】

平成30年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、  
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成30年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

( 第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	大	谷	直	人
裁判官	小	池	裕	
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚

( 第二小法廷

裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官	鬼	丸	か	おる
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代子
裁判官	木	内	道祥
裁判官	山	崎	敏充
裁判官	戸	倉	三郎
裁判官	林		一景

## 第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

休 延 期 間		要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
第一小法廷	7月21日(土) 8月 9日(木)	左記期間中	7月16日(月) 8月 4日(土)
第二小法廷	8月 1日(水) 8月20日(月)	左記期間中	7月27日(金) 8月15日(水)
第三小法廷	8月11日(土) 8月30日(木)	左記期間中	8月 6日(月) 8月25日(土)

(平成 29. 12. 6 秘書印)

平成 30 年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成 30 年の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他  
の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判  
所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委 任 期 間	委 任 す る 裁 判 官
7月 21 日 ~ 同月 31 日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月 1 日 ~ 同月 10 日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月 11 日 ~ 同月 20 日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月 21 日 ~ 同月 30 日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官

平成31年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について

平成31年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚
裁判官	深	山	卓	也

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人
裁判官	鬼	丸	かおる	
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之
裁判官	三	浦		守

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代子	
裁判官	山	崎	敏	充
裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	宮	崎	裕	子

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

### 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休延期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休延期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

## 【裁判官会議配布資料】

(別表)

	休廷期間	要急事件分配停止期間			
		民事	刑事	人身保護事件	勾留事件
		強制執行停止事件		上告受理事件	
( 第三小法廷	7月21日(日) 8月 9日(金)	左記期間中		7月16日(火) 8月 4日(日)	
( 第一小法廷	8月 1日(木) 8月20日(火)	左記期間中		7月27日(土) 8月15日(木)	
( 第二小法廷	8月11日(日) 8月30日(金)	左記期間中		8月 6日(火) 8月25日(日)	

(平成30.12.12秘書印)

平成31年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成31年の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものと除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官